

群馬県警察電話の運営に関する訓令

平成 16 年 4 月 23 日
本部訓令甲第 16 号

〔沿革〕

平成 18 年 3 月本部訓令甲第 5 号、21 年 3 月第 8 号、22 年 3 月第 1 号、27 年 3 月第 5 号
改正

群馬県警察電話の運営に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察電話の運営に関する訓令

群馬県警察電話の運営に関する訓令（昭和 50 年群馬県警察本部訓令甲第 12 号）の全部
を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 交換室（第 6 条—第 8 条）

第 3 章 通信統制等（第 9 条・第 10 条）

第 4 章 雑則等（第 11 条・第 12 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、警察電話要則（平成 14 年警察庁訓令第 13 号）第 12 条の規定に基づき、群馬県警察における警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用）

第 2 条 警察電話による通信は、警察職員が警察の責務を遂行するため必要な事項をその内容としたものでなければならない。

2 職員は、警察電話をその通信の正常かつ能率的な運営を妨げるような態様で使用してはならない。

（事故の申告）

第 3 条 職員は、警察電話の障害又は通話の異常を認知した場合は、地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）に通知しなければならない。

（部外使用）

第 4 条 所属長は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる者であって警察電話を適正に使用できると認められるものについて、警察電話の使用を警察本部長（以下「本部長」という。）に申請することができる。

(1) 国又は地方公共団体の職員であって、警察と緊密な連絡を要する職にある者

(2) 電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人の職員であって、警察の責務の遂行に当たって緊密な連絡を要する職にある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、警察の責務の遂行に当たって警察と緊急又は緊密な連絡を要する者
(秘密の保持)

第5条 警察電話の運営に従事する者及び従事した者は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。

第2章 交換室 (交換室の設置)

第6条 警察本部及び警察署に、交換室を置く。
(交換室の事務)

第7条 交換室は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 警察電話と警察電話以外の電話との間で行う通信の接続
- (2) 第9条に規定する通信統制により発信の規制を受けている警察電話から他の警察電話への通信の接続
- (3) 第10条第1項に規定する非常措置が講じられた場合における必要な措置の実施
- (4) 警察電話番号その他警察電話の使用についての案内
(交換室の所管及び運用)

第8条 交換室は、通信指令課の所管とする。ただし、その運用は、当該交換室が置かれた所属において行うものとする。

第3章 通信統制等 (通信統制)

第9条 本部長は、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を保つため、通信統制を行うものとする。
(非常措置)

第10条 本部長は、天災、事変その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は通信施設に重大な障害が生じるおそれがある場合は、重要な通信の疎通を確保するため、臨時に、警察電話による通信を制限し、又は拡張するなど必要な措置(以下「非常措置」という。)を講じるものとする。

2 所属長は、非常措置を講じる必要がある事態が生じていると認める場合は、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

第4章 雑則等 (電話番号簿の整備)

第11条 地域部通信指令課長(以下「通信指令課長」という。)は、運用する電話機の電話番号簿を整備しておかなければならない。
(勤務日誌)

第12条 通信指令課長及び警察署長は、交換室に交換勤務日誌(別記様式)を備え付け、勤務員の勤務状況及び交換機等の障害状況等について記録しておかなければならない。

附 則
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成18年3月10日本部訓令甲第5号)
この訓令は、平成18年3月16日から施行する。ただし、第2条の改正規定、組織犯罪

対策統括官、刑事部機動捜査隊、生活安全部生活安全企画課安全安心まちづくり室、生活安全部地域課地域指導室、生活安全部地域課通信指令室、刑事部捜査第一課国際捜査室及び刑事部捜査第二課広域知能犯捜査室の設置に係る改正規定並びに国際・組織犯罪対策統括官、生活安全部通信指令課、刑事部刑事企画課機動捜査隊、刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室、刑事部組織犯罪対策第一課暴力団対策室及び交通部交通指導課交通反則通告センターの廃止に係る改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 21 年 3 月 13 日本部訓令甲第 8 号）

この訓令は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止（移管を含む。）に係る改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 22 年 3 月 11 日本部訓令甲第 1 号）

この訓令は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 3 月 3 日本部訓令甲第 5 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

別記様式 交換勤務日誌